



さいたま市支援教室の手引き



さいたま市教育委員会

令和4年4月発行

特 - 7

1 支援教室と校内支援体制の整備

小・中学校において、通常の学級に在籍する児童生徒は、全ての授業を在籍する学級の授業で学ぶことが基本です。そのため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れること等で、通常の学級では、全ての児童生徒が分かる授業づくりをめざし、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、必要に応じて在籍する学級の授業の中で、学級担任や教科担当等による個別の支援を行うことが前提となります。

支援教室とは、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、さらに個別に指導・支援を行うことが効果的であると学校が判断した場合に、支援教室という在籍する学級の授業以外の場で、個別の指導を行う仕組みのことをいいます。この支援教室では、学校が必要とする時間に指導を行います。

児童生徒に学習上や生活上に困難がある場合に、学校はその児童生徒の実態把握を十分に行った上で、支援教室の必要性について検討します。そして、「在籍する学級の授業だけでは、十分な教育的効果を得られない」、「個別に指導・支援したほうが教育的効果を認めることができる」等の場合に保護者・本人の同意を得て、計画的に指導を行います。なお、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より教育的ニーズに応じた指導を受けることができるようにするためには、支援教室の活用だけでなく、特別支援学級等への教育形態の変更も視野に入れた相談や特別支援学級との交流及び共同学習を行うことなどが必要になる場合もあります。よって、学校は、支援教室を開始する前に、支援教室の必要性と支援教室における指導効果（週1～2時間）について十分に検討します。

今後、小・中学校では、特別支援教育の校内支援体制を構築するとともに図1・2のように一人ひとりの教育的ニーズに応じることができるよう連続的で多様な学びの場を整備することが必要です。

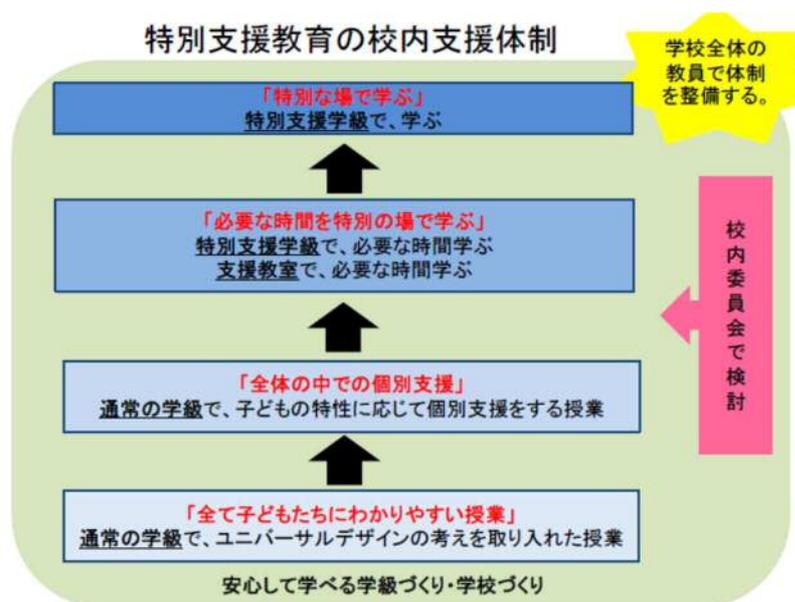


図1 「特別支援教育の校内支援体制の整備」

連続的で多様な学びの場

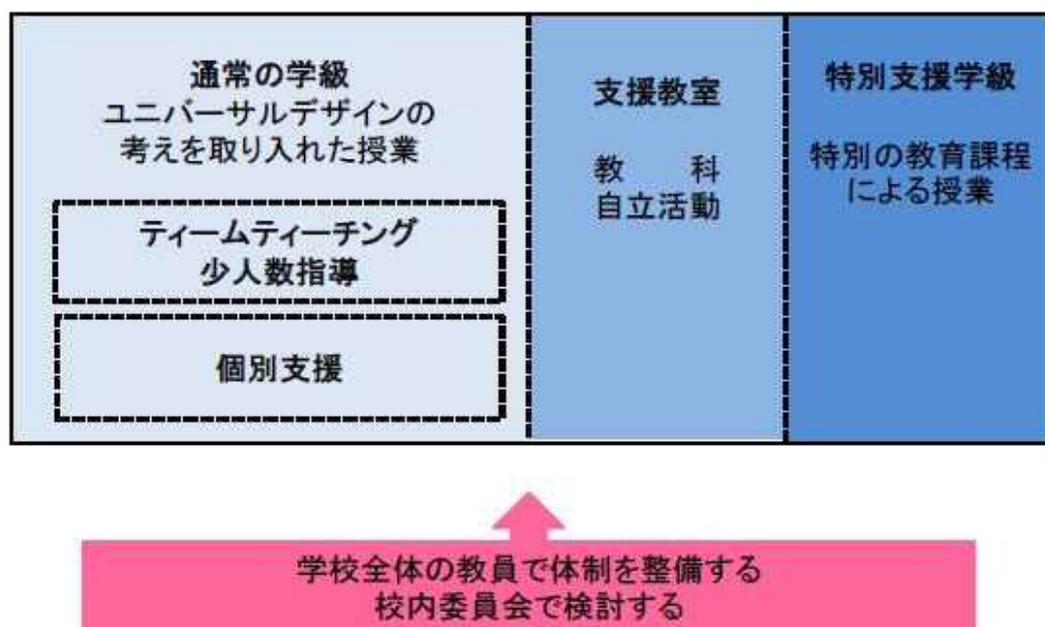


図2 「連続的で多様な学びの場」

また、支援教室については、P8の表2に示す方法があります。活用については、管理職を中心に学校全体で考えていく必要があります。

2 支援教室の指導内容

指導内容は、自立活動の指導と教科指導があります。（図3）

(1) 自立活動の指導

自立活動とは、特別支援学校の教育課程の中の一つの領域であり、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加するために必要な知識・技能等を養うことを目標とするものです。ここでの「自立」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達段階に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

自立活動の内容は、次に示す6区分があります。この区分は具体的に指導内容を選定する際の観点となります。

さらに自立活動においては、6区分に関する指導を中心としながら障害に起因する学習のつまずきを軽減・克服するために一部「教科の補充」として、教科指導を行うことができます。

自立活動の指導は、教育課程の一部を替えて授業時間に行う場合と授業時間外に補習（自立活動）として行う場合があります。授業時間に自立活動の指導を開始する場

合は、教育課程の一部を替えることになるため、必要な指導時数を決め、特別の教育課程を作成し、教育委員会に届出を行います。(P5. 7-(7)) ただし、授業時間外に補習として行う場合には届出はおりません。届出をした自立活動の指導とは、支援教室の日課表に位置づけ、保護者の同意を得て、計画的に行うものとなります。

自立活動の内容			
1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握
5 身体の動き	6 コミュニケーション		■ 教科の補充

なお、自立活動の詳しい項目と内容については、参考資料(P15)を参照してください。また、教科の補充については、必ず1～6区分の自立活動の指導内容とあわせて教科指導を行うことが必要です。

(2) 教科指導

教科指導には、授業時間の教科指導と授業時間以外に補習(教科)として行う場合があります。授業時間に、支援教室で教科指導を行う場合については、その時間に行う在籍する学級の教科と同一とします。

	授 業 時 間	授 業 時 間 外
指 導 内 容	自立活動 ・教育課程の届出が必要	補習(自立活動) ・教育課程の届出は不要
	教科指導 ・教育課程の届出は不要 ただし、在籍する学級と同一の授業	補習(教科) ・教育課程の届出は不要

図3 指導内容と指導時間

	教育課程上の 位置づけ	指導時間	教育課程 の届出	指導時数	学 習 評 価	指導者 (教員、スクールアシ スタント等)	
						小学校	中学校
自 立 活 動	①自立活動の指導 (教科の補充を含む)	授業時間	必要 教育課程の 一部を替える	週あたり 1～2単位 時間	自立活動として学習評価する。 指導要録の【総合所見及び指導上参 考とする諸事項】に指導時間、期間、 指導の内容や結果について記載する	「個別の指導計画」「支援教室の記録」に取組や評 価を記載する	小 学 校 教 諭 免 許 状 の 保 有
	②自立活動の指導 (教科の補充を含む)	授業時間外 (教育課程 に加える)	必要 教育課程に 加える	週あたり 1～2単位 時間	自立活動として学習評価する。 指導要録の【総合所見及び指導上参 考とする諸事項】に指導時間、期間、 指導の内容や結果について記載する		
	③ ①②の補習 (教科の補充を含む 自立活動)	授業時間外 の補習	①②の補習 のため不要	児童生 徒、学校の 実情に应じ て設定する	必要に応じて、自立活動の学習 評価に含める		
教 科	④補習(教科)	授業時間外	補習のため 不要	児童生 徒、学校の 実情に应じ て設定する	必要に応じて、教科の学習評価 に含める		中 学 校 教 諭 免 許 状 の 保 有
	⑤教科指導	授業時間	教育課程に 変更がない ため不要	週あたり 1～2単位 時間	教科として学習評価する		

表2 「支援教室」